

消費税は納税備蓄預金などを利用して期限内に納めましょう！！

～消費税は年金・医療・介護・子育てなどの社会保障に使われています～

～消費税は事業者が納付する「預り金的な性格をもった税」です～

納税手段など

① 納税資金の計画的な積立てを！

納税備蓄預金などを活用して、消費税の計画的な納税に備えましょう。

② ダイレクト納付の積極的な活用を！

事前に税務署へ届出等をしておけば、e-Tax を利用して簡単なクリック操作で納付する方法です。

③ インターネットバンキング等を利用した電子納税を！

e-Tax に登録した納付情報データ等を利用した電子納税です。

④ 個人事業者の方は振替納税の積極的な活用を！

個人事業者の預貯金口座から引き落とすことで納税する方法です。

利用税目は、個人事業者の消費税及び地方消費税、所得税に限られています。

上記以外に、「クレジットカードによる納付」も可能です。

*納付手段の詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

期限内納付のための納税資金の積立目安額（月額）

（単位：万円）

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		製造業等 (第3種事業)		飲食店業等 (第4種事業)		金融・保険業、 サービス業等 (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入れ率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0
5,000	417	40	3.4	80	6.7	120	10.0	160	13.4	200	16.7	240	20.0

*上表は、消費税率8%とし、簡易課税制度適用事業者を対象とした毎月の積立目安額を記載したものです。

平成31年10月1日から消費税率が10%に！！

◎納税資金の積立目安額が1.25倍に増加

⇒納税資金の計画的な積立てを！

《年間課税売上高5,000万円の場合》

- ・小売業者の年間納税額 80万円 ⇒ 100万円
- ・製造業者の年間納税額 120万円 ⇒ 150万円
- ・不動産業者の年間納税額 240万円 ⇒ 300万円

任意の中間申告を利用して計画的な納税を！

利用できる人は

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を除く）が48万円以下の事業者の方が利用できます。

手続は

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出し、直前の課税期間の確定消費税額の1/2と、地方消費税の中間納付税額を納付します。

＊ 個人事業者

1月から6月（半期）分を8月末までに申告・納付します。

＊ 1年決済の法人

事業年度開始の日以後6か月の期間分を、その末日の翌日から2か月以内に申告・納付します。

間税会に加入しましょう！！

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織するボランティア団体です。

【間税会の目的は】

- 消費税や印紙税などの税務知識を習得します。
- 税制に関する広報・啓発活動を通じて、円滑な税務行政に協力します。
- より良い税制や税務行政を目指して、税務当局に改善意見を提言します。
- 色々な業種の人との出会いで、多くの情報が得られたり、新たなビジネスチャンスが生まれる場を作ります。

【間税会の活動は】

- 消費税などの税制や税務執行の改善のための要望書を提出します。
- 消費税や印紙税などの研修会・説明会を開催します。
- 税務署幹部との意見交換を行います。
- 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル及びパンフレットを作成・配布し、消費税の役割と我が国財政に関する周知活動を行います。
- 「税の標語」の募集活動を行い、租税教育などを推進します。
- 「税を考える週間」などの行事に参加し、税の広報・啓発活動を行います。
- 交流会・懇談会を開催し、会員相互間の交流と親睦を深めます。

【間税会への入会は】

- 間税会は、税務署の地域ごとに組織されています。
- 入会の方法は、最寄りの間税会にお尋ねください。

間税会は「消費税完納運動」
を推進しています！！

間税会は消費税のあり方を考える会です
全国間税会総連合会(全間連)

〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル
☎03-3437-0201/URL <http://www.kanzeikai.jp>

札幌北間税会事務局

札幌市東区北18条東18丁目1番15号
鷺尾ウッドワーク株式会社内
電話(011)782-2090 FAX(011)782-370